

技術からの法律と経済・経営と社会のひとつの見方(3)

影山法律特許事務所
弁護士・弁理士 影山 光太郎

目次

4. 法律との関係

- (4.1) 法律の意義と「技術」
- (4.2) 技術を促進する法律
- (4.3) 技術の制約となる法律
- (4.4) 技術の独占と競争の自由の調整
- (4.5) 知的財産権制度
- (4.6) 特許法と著作権法
- (4.7) 環境権
- (4.8) 脱炭素法(改正地球温暖化対策推進法)
- (4.9) 法曹関係者に理科系(技術系)の人間の必要
- (4.10) 国際的視点

前2回で技術につき、技術の見方(第1回)、脱炭素技術と再生可能エネルギー、原子力発電の問題(第2回)について述べた。今回第3回は、技術からの法律の見方について述べる。

4. 法律との関係

(4.1) 法律の意義と「技術」

法律は、社会の価値を示す面とルールを定める面がある。

前者の典型は憲法であり、後者は民法、刑法などである。

憲法は第13条で、「…生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利は…立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と、幸福追求権を定める。ところで、社会の価値は、個人が幸福を追求するための条件を整えることである。J. ベンサムによれば、「最大多数の最大幸福」ということになる(経済学では「パレート最適」が相当する)。そして、幸福追求の条件は、生存と自由の確保である。究極的には生存ということになる。この生存を支えるのが技術である。したがって、歴史的にも社会の進歩は技術の進歩が根本となる。

本稿では、技術から法律を見るについて、①技術を促進する法律、技術の権利化、②他の価値から技術に制約を加える法律、③権利化され独占された技術と自由な競争との調整という視点から述べる。①として特許法(知的財産法)について述べ、②は環境法を中心として他に製造物責任法について触れる。特許法内での制約(職務発明、強制実施許諾)についても述べる。③は独占禁止法を中心とし、不正競争防止法についても述べる。

(4.2) 技術を促進する法律

(1) 特許法

技術を促進する法律の典型は、特許法である。

最初の成文特許法は、1624年にイギリスで専売条例として成立した。この特許制度の整備が18Cに始まったイギリスの産業革命の成立の一因とされる。我が国で特許法が制定されたのは、既に古く明治18(1885)年である。

第2回(2.13)のように、科学と技術とは対象は共通するが、科学では本来公開性があるのに対し、技術は秘匿性を本質とする。つまり、技術の開発者は、自分だけで利用をして利益を得ようとする。しかし、これでは技術したがって社会の進歩に沿わないとして国の施策として、特許制度は、これを開示させてその普及を図り、その対価として一定期間の排他独占を認めることにしたものである。いわば次の図のように、私益を公益に向けたものがある。

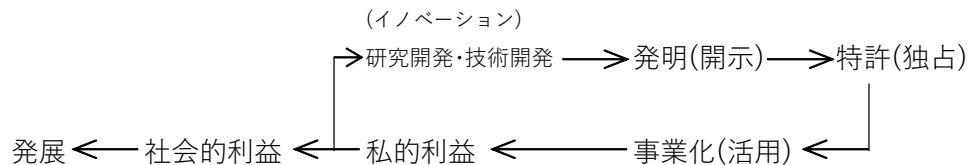


図 3-1 イノベーションによる社会の発展

18Cの産業革命において、1769年のJ.ワットの蒸気機関の改良、同年のR.アークライトの水力紡績機の発明について、特許が取られ、ワットにおいては事業も成功している。ここで特許が取られることによって、技術が広く開示され、その利用が推進され普及されたことが留意されなければならない。

(2) 特許取得手続、特許請求の範囲、公表と出願の調整

特許は、発明を、特許庁に出願し、審査の請求をして、特許要件たる新規性(公知でないこと)、進歩性(容易に想到しえないこと)等の充足の審査を経て、特許料を納めて登録されて成立する。公序良俗(公の秩序と善良の風俗)に反しないことも要件となる。

上記(1)の開示を図るためすべての出願は1年6ヶ月後に公開される(公開特許公報)。これに対し、登録されると、発行されるのが特許公報である。前者は技術情報の意味があり、後者は権利情報といえる。

特許化の手続の概要は、次のように示される。

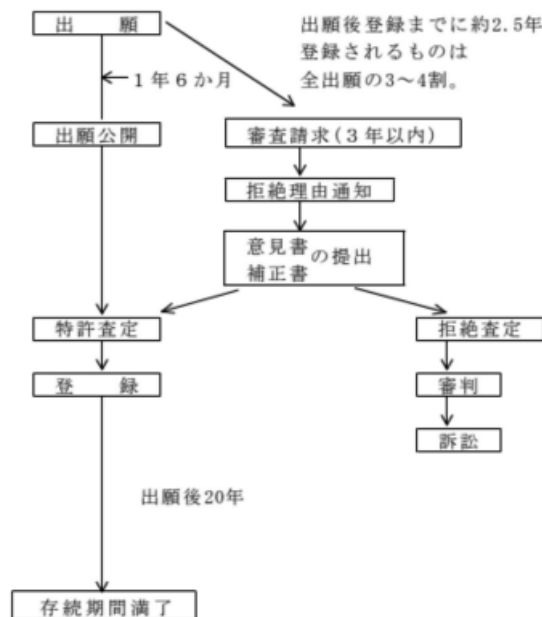


図 3-2 発明の特許化の手続